

茅ヶ崎市病院事業職員管理職員特別勤務手当規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

茅ヶ崎市病院事業管理者 中 沢 明 紀

茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第14号

茅ヶ崎市病院事業職員管理職員特別勤務手当規程の一部を改正する規程

茅ヶ崎市病院事業職員管理職員特別勤務手当規程（令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条」を「第27条」に改める。

第2条第1項第1号中「規定による勤務1回」を「勤務1回」に、「（同項の規定による）」を「（当該）」に改め、同号ア中「イに掲げる職員以外の職員」を「条例第4条に規定する職を占める職員（次号アにおいて「管理監督職員」という。）」に改め、同号イ中「採用された職員」の次に「（次号イにおいて「特定任期付職員」という。）」を、「又は」の次に「同規程第6条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下このイ及び次号イにおいて同じ。）の規定による」を加え、同号イ(ア)中「7号給及び」を「6号給及び7号給並びに」に改め、「（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同号イ(イ)から(エ)までを次のように改める。

(イ) 5号給 10,000円

(ウ) 2号給から4号給まで 8,500円

(エ) 1号給 7,000円

第2条第1項第1号イ(オ)から(キ)までを削り、同項第2号中「次に掲げる職員の占める職に係る茅ヶ崎市病院事業職員管理職手当規程別表第1の区分欄に掲げる」を「同項の勤務1回につき、次に掲げる職員の」に改め、「額」の次に「（当該勤務に従事した時間が6時間を超える場合にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同号ア及びイを次のように改める。

ア 管理監督職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る茅ヶ崎市病院事業職員管理職手当規程別表第1の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 1種 6,000円

(イ) 2種 5,500円

(ウ) 3種 4,500円

(エ) 4種 4,000円

(オ) 5種 3,500円

(カ) 6種 3,000円

イ 特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける茅ヶ崎市病院事業職員の給与の支給等に関する規程第2条第1項第3号の給料表の号給又は同規程第6条第2項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 6号給及び7号給並びに茅ヶ崎市病院事業職員の給与の支給等に関する規程第6条第2項の規定による給料月額 6,000円

(イ) 5号給 5,000円

(ウ) 2号給から4号給まで 4,300円

(エ) 1号給 3,500円

第2条第1項第2号ウからカまでを削り、同条第2項を削る。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

第3条 次に掲げる場合には、条例第15条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

(1) 条例第15条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 条例第15条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。